

特定建築物における室内化学物質濃度実態調査について

1 目的

特定建築物における室内化学物質濃度の実態を把握するために実施する。

2 調査内容

(1) 調査期間

令和5年6月から令和5年9月まで

令和6年6月から令和6年9月まで

(2) 調査方法

県内の特定建築物 20 施設（令和5年度9施設、令和6年度 11 施設）において、厚生労働大臣が指定する測定器（ホルムアルデヒド：FP-30・FP-31（理研計器（株）製）、トルエン：122P（（株）ガステック製））を用い、居室の中央部の床上 75cm 以上 150cm 以下の位置でホルムアルデヒド及びトルエン濃度を測定した。

(3) 調査対象物質

ホルムアルデヒド及びトルエン

3 調査結果

(1) ホルムアルデヒド（表1）

測定した 20 施設 32 か所（令和5年度9施設 13 箇所、令和6年度 11 施設 19 か所）のうち、3施設5か所でホルムアルデヒドが検出された。（検出割合：令和5年度 30.8%、令和6年度 5.3%）

しかし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律で規定された建築物環境衛生管理基準の $1\mu\text{g}/\text{m}^3$ （0.08ppm）を超過した施設はなかった。

表1

濃度 (ppm)	件数	
	令和5年度	令和6年度
< 0.01	9	18
0.01	2	
～0.02	2	
～0.03		
～0.04		
～0.05		1
～0.06		
～0.07		
～0.08		
0.08 <		
計	13	19

(2) トルエン（表2）

測定した 20 施設 32 か所で、トルエンが検出された施設はなかった。

表2

濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	件数	
	令和5年度	令和6年度
< 50	13	19
$50 \leq$		
計	13	19

4 まとめ

今回調査を実施した特定建築物では、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく空気環境の管理が適切に行われており、基準値を超過した施設はなかった。

しかし、今後もその実態を把握するため調査を継続する必要がある。

令和5年度 特定建築物における室内化学物質濃度実態調査

番号	測定年月日	測定場所	測定結果		特定用途	使用開始年月日 (改装等年月日)
			ホルムアルデヒド (ppm)	トルエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
1	令和5年9月4日	2年3組(1階)	0.010	< 50	学校	令和4年3月28日
		3年5組(2階)	0.015	< 50		
		6年1組(3階)	0.010	< 50		
2	令和5年8月29日	4F廊下	< 0.01	< 50	その他	令和5年5月8日
3	令和5年8月31日	1F投票所前	< 0.01	< 50	興行場	令和4年4月1日
4	令和5年9月7日	2F会計課	< 0.01	< 50	事務所もつばら	令和4年8月29日
5	令和5年9月14日	4F 客室 401号室	< 0.01	< 50	旅館	令和2年9月26日
6	令和5年9月21日	1F ギャラリー	< 0.01	< 50	事務所	令和3年4月1日
		1F 会議室C前	< 0.01	< 50		
		3F 議場前	< 0.01	< 50		
7	令和5年9月6日	2F 会議室	< 0.01	< 50	事務所	令和4年8月8日
8	令和5年9月14日	1F 会議室	< 0.01	< 50	学校	令和4年4月1日
9	令和5年9月27日	2F 図書館	0.015	< 50	美術館	平成7年10月7日

※1 厚生労働大臣が指定する測定器(ホルムアルデヒド: FP-30・FP-31(理研計器(株)製)、トルエン:122P((株)ガステック製))使用

※2 ホルムアルデヒドは温度補正後

※3 ホルムアルデヒド:建築物環境衛生管理基準(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令) $100\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)以下

※4 トルエン:室内空气中化学物質の室内濃度指針値 $260\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)

令和6年度 特定建築物における室内化学物質濃度実態調査

番号	測定年月日	測定場所	測定結果		特定用途	使用開始年月日 (改装等年月日)
			ホルムアルデヒド (ppm)	トルエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		
1	令和6年8月26日	事務所	<0.01	<50	店舗	令和5年4月12日
		青果売場	<0.01	<50		
2	令和6年9月13日	2階子育て支援センター	<0.01	<50	図書館	令和5年4月1日
		3階児童図書エリア	<0.01	<50		
		4階学習室	<0.01	<50		
3	令和6年9月19日	1417号室	0.045	<50	旅館	令和5年9月8日
		505号室	<0.01	<50		
		1階事務室	<0.01	<50		
4	令和6年9月18日	防災センター	<0.01	<50	事務所その他	令和6年2月16日
5	令和6年9月25日	2F職員室	<0.01	<50	学校	平成30年4月1日
6	令和6年8月22日	5階 509	<0.01	<50	事務所	令和5年3月1日
7	令和6年8月29日	2F売場 12番通路前	<0.01	<50	店舗	令和4年9月10日
8	令和6年9月10日	売り場 中央	<0.01	<50	店舗	令和4年5月27日
9	令和6年8月26日	4階 事務室	<0.01	<50	事務所 もつばら	令和5年9月19日
		3階 事務室	<0.01	<50		
		1階 事務室	<0.01	<50		
10	令和6年9月10日	キッズパーク	<0.01	<50	興行場	平成26年4月26日 (令和6年3月15日)
11	令和6年1月26日	1F キッズ・ベビー	<0.01	<50	店舗	令和6年1月26日
		2F 寝具	<0.01	<50		

※1 厚生労働大臣が指定する測定器(ホルムアルデヒド: FP-30・FP-31(理研計器(株)製)、トルエン:122P((株)ガステック製))使用

※2 ホルムアルデヒドは温度補正後

※3 ホルムアルデヒド:建築物環境衛生管理基準(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令) $100\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)以下

※4 トルエン:室内空气中化学物質の室内濃度指針値 $260\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)